



Title	BBICにみるスウェーデンの子ども保護・支援システム ： 2000年代以降の動向と課題
Author(s)	吉岡, 洋子
Citation	IDUN - 北欧研究 -. 2017, 22, p. 253-269
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60752">https://doi.org/10.18910/60752</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# BBIC にみるスウェーデンの子ども保護・支援システム

## —2000年代以降の動向と課題—

吉岡 洋子

### 1. はじめに

1989年の国連による子どもの権利条約以降、世界各国が子どもの権利擁護に積極的に取り組んでいる。スウェーデンは、それを牽引するモデル的な存在として常に注目されており、日本でも子どもの権利擁護施策や保育・教育、親のワーク・ライフ・バランス等が多々紹介されている。

スウェーデンの子どもに関する邦語の先行研究をみると、乳幼児期の教育とケア、生涯教育・学校教育への関心に基づくものが近年増加しつつある。しかし、いわゆる児童保護や社会的養護をテーマとして児童家庭福祉にアプローチする研究は驚くほど少ない。2016年現在、邦語で得られる最も充実した情報は、民間財団の調査報告書（資生堂社会福祉事業団 2012）である。学術的著作では、権利擁護に関してや（高橋 2009）、若干だが現地研究者による論文の翻訳（サルネス 2010）がみられる。その他、未だ体系的な段階に至っていないが、筆者自身による中間報告的な成果が若干ある（吉岡・佐藤 2015、吉岡 2015、2016、印刷中）。しかし本来、いわば社会で最も弱い立場におかれた子どもたちへの対応に注目することは、その国の福祉国家や社会福祉の本質に迫るうえで極めて重要な視点であろう。

日本の社会福祉学の領域において、諸外国の児童保護や社会的養護に関する知見の大半はアメリカを含む英語圏に限られている。日本のソーシャルワーク実践が海外から得る示唆や、導入する方法論も必然的にそれを基盤としている。だが近年、北欧諸国を含むその他諸外国に目を向けた国際比較研究が見られつつある（例えば、日本社会福祉事業大学社会事業研究所 2015）。そこにも含まれるが、デンマークに関する佐藤の調査研究（佐藤 2014、2015）が、北欧の児童養護に関する日本国内での研究の一つの起点という段階と思われる。実は、子ども保護・支援の分野はスウェーデン国内で特に1990年代以降社会的批判が大きくみられ、近年大きな変化が生じている分野である。スウェーデンの経験から、日本を含む諸外国が得る示唆は大きいと思われる。

さて本稿では、スウェーデンの子ども保護・支援の基盤として、2000年代後半から全国のコミュンで用いられている、BBIC（Barns behov i centrum）（＝子どものニーズを中心に）というシステムに注目する。BBICは、行政のソーシャ

ルサービスにおいてアセスメント等の際に用いられる、マネジメントと記録の枠組みであるが、今日のスウェーデンの児童家庭福祉、ひいては社会福祉全般の理念・視点を理解するにあたり必要不可欠である。しかし、現在日本で得られる情報や先行研究は殆どなく、筆者自身その概要を邦語で翻訳・整理した段階である（吉岡 印刷中）。BBIC の導入の背景とプロセスを丁寧に整理することで、スウェーデンの子ども保護・支援システムに関する動向と課題、主要な論点を捉えることを本稿の目的とする。

研究方法は文献研究であり、社会庁による関連報告書を中心に用いる。

本稿の構成であるが、まず2章においてBBICの前提としてスウェーデンの子ども保護・支援に関わる用語と概念、行政の仕組みを記す。3章では、BBICの概要を示した後、1990年代以降の導入の背景、モデル事業を含む経緯を丁寧に示す。4章では、3章でのBBICの理解を踏まえてスウェーデンでの主要な論点を2点から示す。最後に5章では、日本が得られる示唆を述べる。

## 2. 子ども保護・支援に関わる用語と概念、基本的仕組み

### 2.1. 概念と用語

#### 2.1.1. 児童保護等の関連分野について

虐待等の様々な理由で困難に晒された子どもに対する保護・支援は、国によって概念や用語、制度体系も大きく異なる。スウェーデンでの最も包括的な概念としては、“social barnvård”があげられる。これは、「マルトリートメント状態にある又は陥る状態にある子どものための、社会（とりわけソーシャルサービス）により編成された支援」(Sundell *et al.* 2007:16)とされる。家庭外ケアに主眼を置く場合も多いようであるが、その他にも子どもや家族に対して何らかの保護・支援の対応がなされるケースを幅広く含む。

子ども保護・支援に関する国際比較研究ではしばしば、「児童保護型」と「児童家庭への支援・サービス型」の二類型化による説明がなされる。ヒルら(Hill *et al.* 2002:8)も、児童保護型の典型がアメリカで、スウェーデンを含む北欧諸国は後者の典型であり予防重視型であると示す。佐藤(2014)が、デンマークの社会的養護について、子育て支援施策全般とつながった「予防型」支援であると論じる点に共通する。

英語の“child protection”は、日本語の「児童保護」（虐待を背景とすることが多いが、非行等も含めて子どもの福祉のために家庭外へ保護すること）に近いが、スウェーデンでは“child protection”に直接相当する用語は使われていない(Hill *et al.* 2002:8)。

次項で補足するが、スウェーデンの子ども保護・支援においては、家庭外ケ

ア（社会的養護）以外に、任意で子どもや親が利用する幅広い予防型の支援メニューが多様に存在している（吉岡 2015b）。日本の制度とは大きく異なるため、対応させる形での理解や想像がしにくい部分も大きい。筆者が便宜上ここで関連する日本の概念で示すとすれば、児童保護、児童養護、社会的養護、また児童相談所による対応支援、市区町村の子育て支援の中のハイリスク家庭への相談支援等や虐待予防事業、等を含む公的支援と説明できると思われる。

本稿ではひとまず、スウェーデン語の”social barnvård”と”stöd och skydd för barn”を念頭に、「子ども保護・支援」という邦語を用いる。今後調査を続ける中で、更にこれらの用語や邦訳については丁寧に検討していきたいと考えている。

### 2.1.2. 対象となる子どもについて

子ども保護・支援の対象となる子どもの定義自体、使用される場面や関連法令により一様ではない。ネグレクトやその他の虐待を含めて困難を抱え、子ども保護・支援の対象となる子どもを示す用語はどうだろうか。スウェーデンの近年の先行研究を見ると、英語の”maltreated children”や”suffering children”に近い”barn som far illa”が広く使われている。スンデル(Sundell *et al.* 2007:17-18)は、その他類似の表現として、危険等に晒されている子ども(utsatta barn)、リスクゾーンにおかれている子ども(barn i riskzon)、心理社会的課題をもつ子ども(barn med psykosocial problematik)、悪い状態におかれている子ども(barn i fara)等をあげている。また、社会庁の刊行物には、ソーシャルサービスを利用している子ども(barn i socialtjänsten)という表現も度々みられる。

子ども保護・支援に関わる主要な二つの法律、「社会サービス法 (Socialtjänstlagen, 略称 SoL)」と「児童特別保護法 (Lagen med särskilda bestämmelser om vård av unga, 略称 LVU)」では、子どもを大きく二つに区分している。理由が親にある場合と、子ども自身にある場合である。

スウェーデンにおいては、危険等に晒されている状態、何らかの形で社会的に剥奪されている状態、発達が保障されていない状態、ソーシャルサービスによる関わり・支援を要する状態、といった形で、対象となる子どもが幅広く捉えられている。今日、英語で頻繁に見られる用語：vulnerable children, children at risk, という語のニュアンスは、スウェーデンの場合に近い。

一方、日本ではより限定的に、「要保護児童」や「被虐待児童」という用語が中心である。上記では英語も参照しつつ、スウェーデン語での用語と概念の整理を行ったが、日本での定訳もない現状で、筆者が現在考えうる範囲で便宜上の邦訳を行う形となった。今後、一層理解を深めるなかでより適切な邦訳を見出し、用いていくことを目指す。



## 2.2. 行政の仕組み

子ども保護・支援に関わる概念・用語上の捉えづらさの別要因の一つは、その分野を担当する行政組織構造やサービス体系の、スウェーデンの独自性にもあると思われる。そこで、行政組織の仕組みを概観しておく。

スウェーデンでは、社会福祉や教育をはじめ生活関連の大半についてコミューンが最終責任を有している。そのなかで子ども保護・支援は、行政上の組織区分では「個人・家庭福祉(Individ- och familjeomsorg)」に含まれる(Socialstyrelsen 2016, Wiklund 2011)。「個人・家庭福祉」は、経済的援助(公的扶助)が必要な人、保護や支援が必要な児童・親、薬物依存者等を主な対象とする。

また、社会サービス法が規定する支援やサービスは対象者(高齢、障がい等)を問わず社会サービスであるが、日本で紹介される場合、その中で子どもの保護・支援関連に注目するとき特に「ソーシャルサービス」と記されている場合もある。

例えば、資生堂社会福祉事業財団(2012:21)では、「ソーシャルサービスは日本の児童相談所にあたる」と説明し、「保護者のアルコール依存症や養育不全などのネグレクト、子ども同士のいじめや暴力、DV や親の精神疾患、子どもの家庭内暴力、子どもの薬物使用、子どもの触法行為など非常に幅が広い(障がいに関する相談は別の部門が担っている)」と述べ、最終責任をもつコミューンが、小さいエリアで手厚い支援を提供している点を称賛している。

実際に提供される子ども保護・支援は、「家庭外ケア」と「予防的ケア」の二つに大別される。「予防的ケア」は、家庭外での全日型ケア(いわゆる施設養護または里親養育)以外の全てで、子どもと家庭への支援の中心である。支援内容の詳細は全国的に標準化されておらず、サービスの利用状況に関する政府統計でも区分は三つ(ニーズ判定不要のサービス、ニーズ判定ありのサービス、コンタクトパーソン)のみである。しかし実際には、各コミューンで多様なメニューが開発されている(Socialstyrelsen 2015d)。

コミューンの分野別支出統計(SKI 2015)をみると、「就学前学校、基礎学校、高等学校、高齢者福祉、障がい福祉、個人・家庭福祉(公的扶助を除く)、公的扶助、その他事業」との区分となっている。そして、特に個人・家庭福祉分野の福祉専門職は、"socialsekreterare"と呼ばれる。児童虐待についても、日本とくらべて「早期発見・介入」の前後にある「予防的支援」と「治療的支援」も含めて、積極的に行われているのが特徴である(資生堂社会福祉事業財団 2012)。

また、地方分権によるコミューンごとの組織編制や制度の違いの大きさは、スウェーデンの非常に大きな特徴である。サルネス(2010=2009)と Hessel & Vinneljung(1999)は家庭外ケアの特徴を明確に述べているが、その中で、方法論の不足や、政府の管理の弱さが今日問題視されていることを指摘している。20 世

紀に起きた家庭外ケアの場での不適切なケアを改めて公的に調査分析する試み (Socialdepartementet 2011)も生まれている。

なお、つい近年、子ども単身での難民の増加が、スウェーデンの家庭外ケアにおける変化をもたらしている (Socialstyrelsen 2015d)。

### 3. BBICの概要と導入の背景、プロセス

#### 3.1. BBICの概要

##### 3.1.1. BBICとは何か

BBICは、子ども保護・支援行政に対する大きな批判を背景に、イギリスのシステムを基盤としてスウェーデン社会庁が7年間のモデル事業を経て完成させたスウェーデン版の子ども保護・支援に関わる包括的な仕組みである。

理念的な基盤を示すと同時に、コミューンのソーシャルサービス運営管理、日常的なソーシャルワークの仕組みや手続きにも関わるため、端的な定義や理解が難しい。

ここでは社会庁発行の「BBICの基本」(Socialstyrelsen 2006a:3,9)と「BBICプロジェクト最終報告書」(Socialstyrelsen 2008)に主に依拠して概説するが、内容的な詳細は吉岡(印刷中)を参照頂きたい。

BBICは、子ども保護・支援におけるアセスメント、プランニング、フォローアップ<sup>1</sup>の枠組みである。子どものニーズについて体系的な情報収集と記録を行うための構造といえる。個々のケースに関してソーシャルワーカーが用いる記録<sup>2</sup>がベースとなり、またその記録の集合が子ども保護・支援の理論的知識基盤を構築するという形である。この記録は、エコロジカルシステム理論に依拠するほか、「子どもに焦点をあて、子ども・親・その他関係機関との良好な形で協働するという原則を示す。こうした一連の観点は、「BBICトライアングル」として描かれ、そこには子どものニーズ、親の能力、家庭や環境要因に関する様々な要素が示される (Socialstyrelsen 2008)。

BBICの目的は、スウェーデン全国のコミューンでのアセスメントや記録など

<sup>1</sup> 日本の社会福祉分野では一般に、ソーシャルワークの実践プロセスについて「発見、インテーク(受理)、アセスメント(調査)、プランニング(計画)、インターベンション(実施・介入)、モニタリング(中間評価)、エバルエーション(統括評価)、終結」といった用語が主に片仮名のまま使われることが多い。実施後の評価の部分について、BBIC関連の文献を見る限り、スウェーデンでは“följupp”また英国では“review”といった用語が多く使われている。本稿ではひとまず便宜上、こうした相違に逐一言及せず、日本の読者にとっての理解しやすさを重視した訳出を行った。

<sup>2</sup> 英語では“record”で、個人ごとの記録データ。より総合的な概念として、スウェーデンではよくドキュメンテーション(dokumentation)という言葉が使われるが、本稿では基本的に記録という用語に統一して用いる。

のソーシャルサービス業務において、子どもを中心に置き、全国に共通性・包括性をもたらすことである。子どもの心身の健康、教育、感情や行動面での発達といった一連の発達についての包括的視点を基盤とする。全国のコミュニケーションのソーシャルサービスに資するよう、社会庁、コミュニケーション、研究者が連携して長期的な検討を重ねた結果、完成した仕組みである（Socialstyrelsen 2006a）。

「BBIC の基本」(Socialstyrelsen 2006a) が最も基盤となる資料であり、ここでは公的な子ども保護・支援に関わるソーシャルワークのアセスメント、計画、フォローアップ評価の部分を丁寧に説明している。ただ、BBIC の全てや子ども保護・支援に関わる法令や業務が、この一冊に網羅されているわけではない。BBIC を創設した社会庁自身が、その他複数の報告書、例えば「ソーシャルサービスにおけるアセスメントと記録」(Socialstyrelsen 2006 b) や「ソーシャルサービスを必要とする子ども - アセスメント、プランニング、フォローアップ評価」(Socialstyrelsen 2006c) といった、各報告書の情報とあわせて、理解が深まるといふ。また、一部のコミュニケーションでの事例に基づく実践的な報告書 (Socialstyrelsen 2016d) や、BBIC の紹介動画も補完的に用いることが推奨される。

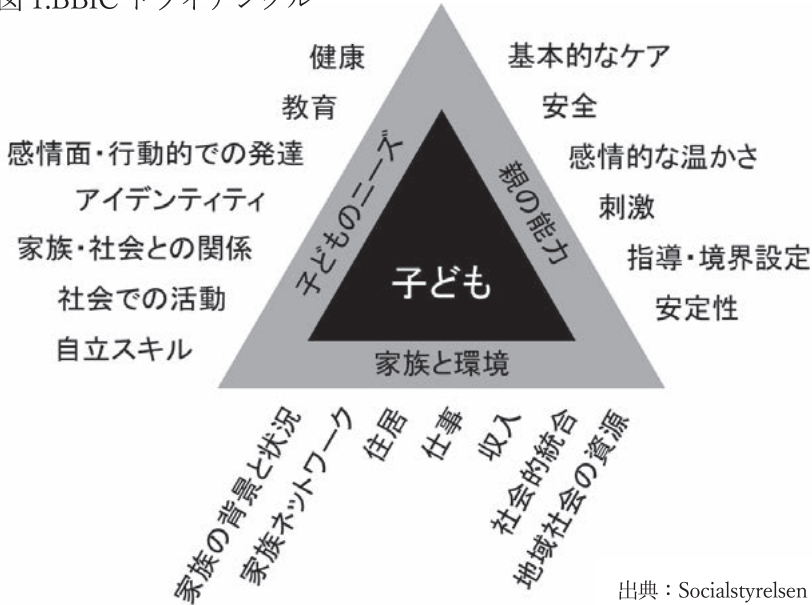
このように、実践的な方法論を多く含む仕組みであるが、もともとは子どもの権利条約と社会サービス法を起点として、「ソーシャルサービスを必要とする子どもたちと他の子どもたちが人生において同等の機会を保障することを、最終的に目指す」(Socialstyrelsen 2008) ものである。

### 3.1.2. BBIC の原則とトライアングル

BBIC の 9 つの原則は次の通りで、子ども自身を参画させる方法論を追求するための原則である (Socialstyrelsen 2006a:18-19)。①子どもを中心に、②理論的出発点 - 発達をエコロジカルに見る視点、子どもの発達に関するその他の理論、③全ての子どもに対する同等の機会、④子どもと親との協働、⑤アセスメントと支援決定における関係機関の連携、⑥資源と不足している点の確認、⑦アセスメント中の支援、⑧支援のプランニングとフォローアップのための出発点としてのアセスメント、⑨知識と経験の蓄積。

次に、BBIC の象徴ともいえるトライアングルを図 1 に示す (Socialstyrelsen 2006a:27 の図を引用し、文言のみ筆者が邦訳した)。BBIC の理念また名称の通り「子ども」が中心にあり、それを囲む三つの側面は「子どものニーズ」「親の能力」「家庭・環境」の各次元から成り、各々がより具体的な項目を含んでいる。

図 1.BBIC トライアングル



BBIC は、子どものニーズに関する情報を構造化また分析し、そのニーズが支援により充足されることを補助する。本稿では内容に言及しないが、ソーシャルワークの具体的プロセス（通告、受理、アセスメント等々）に即して、BBIC の定型様式が作成されている。

### 3.2. BBIC 導入の背景とプロセス：7年間のモデル事業

次に上述の社会庁報告書（Socialstyrelsen 2006a:12-17, Socialstyrelsen 2008）から、BBIC 導入の背景とプロセスを整理する。

#### 3.2.1. イギリスでの背景

BBIC は、イギリスにおける統合子どもシステム (Integrated Children's System) を土台に、スウェーデン版として開発された。そもそもイギリスでも 1980 年代に社会的養護下の児童について、一般家庭よりも健康や学業等の問題を数倍抱えているとの批判があった。イギリス政府は大規模な研究調査を基に、発達心理学のアプローチを模索した。そこで誕生したシステム (Looking after children system = LACS) は、普遍的な子どものニーズとして 7 分野を示した。このシステムは、一般家庭での試行も経て、移民や障がいをもつ子どもへの適用も含めて検討された。結果、ソーシャルワーカーが社会的養護下の子どもと対面で、ニーズやサー

ビス判定に用いるシステムとして完成した。この LACS の評価システムは 1995 年に完成し、各地方での使用が開始された。

しかし、イギリス国内での批判は更に、社会的養護に加えて児童保護調査にも向けられた。アセスメントや判定が非体系的かつ不十分で、子どもが十分支援を受けられていないという公的制度批判であった。そこで、LACS をもとに、子ども、親、環境を主要な要素とし、子どもの発達への包括的視点を示すトライアングルが誕生した。

これをもとに、アセスメントだけでなく、プランニングやフォローアップも含む総合的なシステム（The Integrated Children's System）が作られたのである。

### 3.2.2. スウェーデン国内でのモデル事業

スウェーデンでも、家庭外ケア、またアセスメントの判定や記録に対して、イギリスと類似の批判が、平等オンブズマンや政府からもあがっていた。社会庁は、イギリスの LACS を土台に、1995-1997 年に 4 つのコミュンでモデル事業（Dartingtonprojekt）を実施した。

これを踏まえ、1999-2005 年の 7 年間をかけて 7 つのコミュンでモデル事業（BBIC-projektet）が実施された。但し、日常業務を継続しつつの抜本的な新システム導入は困難で、社会庁は各コミュニティの主体性や意欲を尊重して進めた。

プロジェクトの組織編成には大きな工夫がなされた。各コミュニティにプロジェクトチームを設置、中央レベルで社会庁が BBIC を広めるための講師養成研修を実施した。ここで養成された講師らが、各地で方法論を伝える研修を行う際には、敢えて伝統的な師弟関係のような人間関係をもつことが重視された。また、全国で定期的にワーキングチームの意見交換を行い、ベンチマーキング評価で戦略を立てる、といった何層もの仕組みが内包されていた。

このように、国は当該コミュニティへの支援と統制のバランスを模索し続け、関係者のネットワークや、利点・課題の情報を集約して進んだ。途中で 3 点の評価レポート（ソーシャルワーカーについて、子どもの参加について、ミーティングの影響力について）も発行した。

モデル事業で何度も試験を重ねた後、全国共通のシステムが完成した。BBIC 導入の結果、ソーシャルワーカーが子どものニーズを主眼に置くようになり、アセスメントの途中も含めて何よりも「子どもの立場が強まった」とされる。また、以前より親の参画も増え、政治家や行政管理職もこの変化を歓迎したという。

### 3.2.3. 7 年間の主要な軌跡と全国展開

7 年間の主要な軌跡を整理したものが表 1 である（Socialstyrelsen 2008 を筆者



が邦訳)。各コミュニティでの試行実践の単なる報告に留まらず、国は地方と密接かつ戦略的に関係をもつことを強く意図して、組織編成やプロセスに注力したことが読み取れる。また、その変化を受け入れるためのコミュニティのモチベーション向上を重視する意識が明確だったが故に、途中での頓挫も生じなかったという。

7年間のモデル事業中盤から外部評価を導入し、IT や研修資料等も常に試験的实施を繰り返して、一つ一つが最終形に確定していったことが分かる。全体をふり返ると、この7年間のプロセス自体に、いわゆる PDCA や、BBIC が目指す透明化や記録といった要素が盛り込まれていると捉えられるだろう。

BBIC プロジェクトの最終報告書 (Socialstyrelsen 2008) は、最終的なシステムの全国展開という成功に至った経緯を、直面した困難も含めて詳細に記録している。特に、記録 (record) の導入には現場ソーシャルワーカーから大きな反対があった。しかし成功要因としては何よりも、基盤理念を示すトライアングルが納得共感を得て広く受け入れられたことで、展開に繋がったという振り返りがなされている。

モデル事業後の全国展開においては、養成研修の対象者にむけて社会庁での講師ライセンスを発行し、各コミュニティで BBIC を用いるにはその講師による研修受講を必須とすることで、全国共通の質の保障を確保している。

7年間のモデル事業は長い準備期間に見えるが、社会庁 (Socialstyrelsen 2008) は、イギリスのより長期的な取り組みが土台にあるからこそ、短期間で導入できたと振り返っている。また、スウェーデン版を基盤としてデンマークでも現地に則して開発された BBIC が始まっている。

表 1. BBIC プロジェクトの主要な経緯

1999	イギリスの LACS の翻訳と検討。モデル事業実施コミュニティ選定。中央・地方でのプロジェクト編成。初のベンチマーキング会議と講師会議開催。
2000	イギリスの LACS の導入試行、イギリスのアセスメント様式の翻訳と検討、試行。記録 (record) 試行と並行して“基本的統計”の作業開始。
2001	BBIC の全記録がシステムに繋がり、テスト準備完了。IT サポートに関する解決法関連の作業開始、モデル自治体での試行、複数の IT ワーキンググループ設置。モデル事業での利用者であるソーシャルワーカーからの記録に関する意見集約。研究・発展計画の作成、社会庁による記録のフォローアップ開始。
2002	スウェーデン版に対するイギリスからの異議で、アセスメント記録試行を一時中止。モデル事業用の研修資料の準備完了。外部評価開始。
2003	記録に関するテスト完了。
2004	記録のレビュー・確認、そのための様式による IT テスト。三つの外部評価、1 か所でのフォローアップ報告。
2005	記録の最終版準備完了。全国実施に向けた計画。研修資料のレビュー、研修プログラムを 8 つのコミュニティで試行。BBIC 概念の確立 (BBIC にもとづく業務の特徴は何かの枠組み)
2006	社会庁による研修資料、BBIC Primer、地方での評価、の三点発行。全国での実施開始。

出典：Socialstyrelsen 2008:15-16



### 3.3. 継続的改訂を内包する仕組みとしての BBIC

BBIC は、それ自体が改訂を経て用いられる仕組みである。2006 年の全国展開開始という到達点から約 10 年で、次の三点を中心とする報告書が発行された。

「個人による通告から全国統計へ」(Socialstyrelsen 2015 c) は、表題がまさに BBIC が開始時から意図する仕組みづくりを語っている。そして、若干の改訂を加えた新版の BBIC へのアクセスや導入をコミュニケーションに提示している。新版のポイントは、「よりシンプル、より明確に、また構造的に内容面での重複や繰り返しを減らし、リスク・ニーズ・受容の原則を重視するとともに、研究者の支援や専門家間の合意により作られた」ことである。つまり、より使いやすく、理解しやすく、子どもと親へのより適切な保護・支援が増す環境を整えることが、新たな段階として目指されている。

「BBIC の方法論」(Socialstyrelsen 2015b) は、2006 年の基本版の補完として発行された。BBIC が示す理念を、より日常実践での具体的な支援として示すためである。報告書の前半は、トライアングルの各項目を、より具体的直接的にソーシャルワーカーが用いる言葉で説明している。例えば、「家族と環境」では「その子どもは両親と一緒に住んでいるか、交代での養育か、片方の親、または誰が別の人とか」「親が服役中か」などが、重要な視点として示されている。また、報告書の後半はソーシャルワークのマネジメント全体を取り上げて、アセスメント、決定、支援メニューごとのフォローアップなど、順を追って説明している。

このように、BBIC は開発時に完成ではなく、先を見通して継続的改訂を内包する仕組みとして作られた。なお、BBIC は 2016 年以後、子ども保護・支援のみならず、個人・家庭福祉の「個人」つまり大人個人に関するシステムにも発展されることが決まっている。

## 4. スウェーデンの子ども保護・支援における課題と論点

4 章では、3 章における BBIC の誕生後の経緯、また内容の概観を踏まえて、スウェーデンの子ども保護・支援における特徴を、残された課題を含めて 2 つの論点から示す。

### 4.1. 子どもの声を聴く

導入背景とプロセス、内容を概観して改めて言えるのは、BBIC の本質は、子どもを中心に考える、また子ども自身の声を聴くという点にあるということである。BBIC は一見、ソーシャルワークの実践レベルや記録統計での新たな方法論や手続きに見えるが、そう単純に理解すべきものではない。

子どもの権利条約以降、子どもの声を聴く取り組みは世界中で増している。ま

た本稿冒頭でも述べたが、スウェーデンは以前から子どもの権利擁護の先進国で、オンブズマンなど子どもの声を聴く仕組みは他国より整備されている。そのようなスウェーデンにおいても、子ども保護・支援の分野では子どもの声が十分聴かれていないという課題が残されて現在に至ったことが、BBICの背景を辿る中で見えてきた。そのように社会の中でいわばもっとも声をあげにくい状態にある子どもたちの保護・支援に際し、いかに声を聴くことができるか、本人を中心に置くことができるかに対する、真剣な模索から誕生した一つの方策がBBICであった。

単に、行先の保護施設的环境をよくするというようなアプローチではなく、「子どもの声を聴く」というプロセスに注力することで、子どもや親、専門職自身の気づきを促し、改善のための具体的な問題提起が継続的に表出される状況が生みだされた。今日、BBICは、ソーシャルワーク実践や方法論の範疇を超えて、子どもの参画、意見表明という観点から取り上げられることも多い（例えば、Edebalk 2006）。

また、この声を聴くというプロセスの重視は、選別的な制度ではなく、全ての子どもに対する普遍的なアプローチであることも、重要な論点であると考えられる。これは、いわゆるハイリスクな親への支援拡大を目指しつつ、普遍性を強調する2008年のスウェーデン国家戦略「親支援－全ての人にとっての利益」（SOU2008:131）にも共通する点ではないだろうか。

全国への展開開始から約10年が経過し、BBICは定着したシステムになった。それでもなお、例えばBRISという子どもの権利擁護団体が、子どもたちの生の声をもとに纏めている報告書（BRIS 2014他）などには、ソーシャルサービス関連での悩みや批判、家庭外ケアの里親や施設での悩み等々が語られ、社会に公表されている。子どもの声を出発点に、いかにそれらの改善が図られていくのか、今後もフォローしていきたい。

#### 4.2. 全国共通の構造化・体系化

BBICはスウェーデン全国共通の構造化・体系化を実現するための仕組みである。子どもの支援サービスの予算やメニュー拡大という面ではなく、「子どもの声を聴く」ことと同様に、一見可視化されにくい方法論的な側面である。解決すべき課題について、統計データとして可視化することで、エビデンスをもとに施策の改善や展開を図ることが可能という視点である。そのうえでBBICは興味深いことに、近年多用される「エビデンスベースド」ではなく、「知識ベースド（Knowledge based）」という新しい概念を提唱している。トライアングルのように共通の知識や視点の基盤を持って実践にあたるという視点である。

スウェーデンは周知の通り地方分権の先進国であるが、BBIC の背景にもあったように、子ども保護・支援でも地方格差の問題や、全国統計の不足による課題が切実に生じていたことが分かる。社会福祉の他の分野では、マックスタクサ導入による全国共通の利用者負担額上限設定等が見られたが、子ども保護・支援については、特に BBIC というシステム導入により格差解消を進めることが期待されたと捉えられる。

一方で、現場のソーシャルワーカーにとって、記録や手続きの増加は望ましくない面も大きい。全国的な構造化という方向性との折り合いのつけ方が、改訂を重ねる中で引き続き模索されるであろう。

## 5. 日本への示唆

最後に、BBIC を中心にスウェーデンの子ども保護・支援システムを検討する中で見えてきた、日本への示唆を述べる。

第一に、基本的な点ではあるが、子ども保護・支援の範囲や概念についてである。親の精神疾患や依存症、ネグレクトやその他虐待、DV、子どもの情緒不安定や非行という現実があるのは世界各国いずれも同じである。その現実から、子どもたちをどう定義し、保護・支援の対象としてどうアプローチするかは国により大きく異なる。日本の制度では従来から、支援が殆どない状態での在宅養育か社会的養護（大半は施設）の二者択一になってしまい、リスクゾーンにある多くの子どもと家庭へのアプローチが全く不十分である。

今日、予防的支援の拡大が推進されつつあるが、その実現に向けた議論の前提として、保護に加えて予防的支援も広く含む概念を理念・現実レベルで導入することが必要であろう。その検討の際、子どもの権利の視点を土台に幅広い支援を行っているスウェーデンの”barn som far illa”や”utsatt barn”といった概念も、大いに参考になると考えられる。

第二に、4 章で述べた「子どもの声を聴く」は、日本での課題が特に大きい部分の一つである。BBIC では、アセスメント等において子どもや親の参画を促進するよう組み込まれている。大人が優しく意見を聴いてあげるという意味ではなく、子ども自身が当事者・出発点であるとの理念から、声や意見を聴くのだということが明瞭かつ具体的に理解できる例といえる。他にもスウェーデンでは第三者としてのオンブズマンや前述の BRIS のような活発な団体が、子どもの声を社会に届けようと取り組んでいる。

比べて、日本の社会的養護で考えると、子どもたちの声に触れるのは卒業作文や将来の夢のスピーチコンテスト等の特殊な場面が目立つ。行政や専門職とのかかわりの中での子どもたちの悩みや批判等を聴いたり、集めて表明したりするよ

うな体系的な動きは、筆者の知る限りほぼ見られない。子どもたちの声以前に、大人も声をあげない、あげにくいデリケートな分野であると感じる。日本の児童養護行政について深部に切り込み批判的提言を明示しているのは、イギリスへの知見の深い津崎による著書や訳書（グッドマン 2009）等に限られ、ごく少ない現状である。

全体的にみて、子ども保護・支援は、日本とスウェーデンで異なる部分が非常に大きい分野である。日本で予防型サービスの拡充を目指すといっても、財源・人員とも不足する中で急速な変化は難しいかも知れない。しかし、今回スウェーデンの BBIC から学んだエッセンス—子ども中心、そのために必要な視点、子どもの参画、声を聴く、等は、既存の制度や取り組みにも何らかの形で導入が可能である。また BBIC は、スウェーデンが批判を受けて自省し苦労しながら辿った一連の模索のプロセスとして、また大きな制度改革の戦略のプロセスとして、多角的に参照できる部分の多い仕組みであると思われる。

#### おわりに

以上、BBIC に注目してスウェーデンの子ども保護・支援システムを検討してきた。筆者自身、今後、現地調査も含めてこのテーマで研究を継続していくつもりであるが、その際に必ず BBIC を参照していくことになろう。BBIC は、社会庁自身がネバーエンディングストーリーと表現するように、新版への改訂や他分野・他国への展開も既に生じている。その時々 of 社会の課題や対応策が、顕著に表れる仕組みであると思う。こうした動向も含めてフォローしていきたい。

子ども保護・支援は、虐待など目の前の危険や問題の対応に追われるがゆえに、既存制度を根本から問い直す機会がもちにくく、また当事者である子どもが変革のための運動を起こしにくい分野でもある。北欧研究に携わる者の一人として、常に日本社会への具体的な貢献を念頭におき、積極的な発信を続けながら研究を続けていきたい。

## **Swedish Child Protection and Support System since 2000s: Changes and Difficulties within the Scope of BBIC**

**Yoko Yoshioka**

### **Summary**

Protection of Children's rights has been a major social welfare issue internationally since the UN Convention on the Rights of the Child of 1989. Sweden has attracted attention for its advanced systems and measures regarding children's rights. There is a various literature relating to child care, education and parent's work life-balance abound.

However, very little is known regarding child protection and out-of-home care in Sweden. The author believes that only by focusing on society's most vulnerable, i.e. at risk children, it is possible to investigate the fundamental true nature of any country's welfare state or social welfare.

In fact, child protection and support is the field where major changes have been implemented since the early 2000s after severe criticism was leveled at the public social services and out-of-home care. The nature of those criticisms and any resulting improvements should be noted.

This paper focuses on BBIC (Barns behov i centrum = Child's need in focus), the practical system in social services regarding child protection and care, which is used in local authorities nationwide today.

By summarizing the background and process of how BBIC has been introduced, this paper will explore the difficulties (challenges) and major themes is Swedish child protection and care.

The research method is a literature survey based mainly on reports by the National Board of Health and Welfare. The structure of the paper follows.

Chapter 2 describes terms and notions and the framework of the public social services regarding Swedish child protection and care as the prerequisite of BBIC. The term "child protection" is hardly used preferring instead "care and support for child and family" and similar terms which almost always refer to family. Local municipality has the final responsibility for the care and support for child and family, and provides a wide scope of preventive support and care, and also out-of-home care.

Chapter 3 explains the outline of BBIC and describes the background and

processes such as the pilot scheme since 1990s regarding the introduction of BBIC. BBIC is the practical system in social service administration and documentation in child and family social services. The National Board of Health and Welfare runs a professional training course to which staff of local authorities receive certification as a BBIC trainer. BBIC also shows the basic ideal perspective of social work practice by the triangle model (child, family and environment). This Swedish model is created from the original British model and has been introduced in 98% of local municipalities.

Chapter 4 presents a discussion based on the understanding of BBIC in chapter 3. It explores the difficulties and major themes regarding Swedish child protection and support system by the two following points.

First, to hear the child's voice is the most emphasized with regard to BBIC. Even though Sweden is famous for its advanced notion of children's rights as stated in the UN convention on the rights of the child, it turns out that to hear the voice of the child at risk is still far from reaching its ideal in reality.

Secondly, structuralization and systemization have been prioritized in recent reforms including BBI. The purpose of it is to virtualize the problems as statistic data and to develop evidence-based practice. To offset negative differences caused by decentralization, centralized system has been sought in child and family field.

Chapter 5 shows several lessons Japan can learn. Sweden has developed BBIC and other recent changes over 20 years by reflecting on its deficiencies in social work practice and public system.

## 参 考 文 献 <邦文文献>

- グッドマン, ロジャー著. 津崎哲雄訳. 2006. 『日本の児童養護－児童養護学への招待』明石書店.
- 佐藤桃子. 2014. 「デンマークにおける子どもの社会的養護－予防的役割の必要性」. 『年報人間科学』. 大阪大学大学院人間科学研究科. 35, 53-71.
- 佐藤桃子. 2015. 「各国の現状把握 デンマーク」日本社会事業大学社会事業研究所『平成 26 年度厚生労働省児童福祉問題調査研究事業課題 9 社会的養護制度の国際比較に関する研究調査報告書』. 37-60.
- 資生堂社会福祉事業団. 2012. 『2011 年度 第 37 回資生堂児童福祉海外研修報告書～スウェーデン・デンマーク児童福祉レポート～』.



- サルネス, マリー. 2010. 「スウェーデンの入所型養護：家庭外養護」. マーク・E・コートニー, ドロータ・イワニク著, 岩崎浩三, 三上邦彦監訳. 『施設で育つ世界の子どもたち』 筒井書房. (原著：Sallnäs, Marie. 2009. *Swedish Residential Care in the Landscape of Out-of-Home Care*. In: Courtney, Mark E. & Iwaniec, Dorotea. Ed. *Residential Care of Children: Comparative Perspectives*. 38-53. Oxford University Press.)
- 高橋美恵子. 2009. 「スウェーデンにおける子ども虐待対策と現状—子ども権利擁護と社会的ネットワークの視点から」. 『IDUN』 18号, 179-204.
- 日本社会事業大学社会事業研究所. 2015. 『社会的養護制度の国際比較に関する研究調査報告書 (1報)』.
- 吉岡洋子・佐藤桃子. 2015. 「スウェーデンの子ども・子育て環境」. 岡澤憲美・斉藤弥生編著. 『スウェーデン・モデル—グローバル化・揺らぎ・挑戦』. 彩流社. 125-150.
- 吉岡洋子. 2015 a. 「スウェーデンにおける里親支援—ある里親支援機関でのヒアリングから」. 『頌栄短期大学研究紀要』 40, 71-84.
- 吉岡洋子. 2015b. 「「親子であること」を社会はいかに支えられるか—スウェーデンの児童家庭福祉施策を例として」. 『日本子育て学会第7回大会要旨集』.
- 吉岡洋子. (印刷中). 「スウェーデンのBBIC—子どものニーズを中心に (翻訳)」. 『頌栄短期大学研究紀要』 41.

### < 欧文文献 >

- BRIS. 2014. *Bris-rapporten 2013*.
- Duvander, Ann-Zofir.& Ferrarini, Tommy. 2013. *Sweden's Family Policy under Change: Past, Present, Future*. Stockholm University (Working Paper 2013:8).
- Edebalk, Per Gunnal. 2006. *Children looked after and their rights to participation in accordance with the UN Convention on the Rights of the Child, article 12*. (Paper presented at childhoods 2005 in Oslo, July). Working-paper serien 2006:1, Socialhögskolan, Lundsuniversitet.
- Folkhälsomyndigheten. 2014. *Föräldrar spelar roll – Vägledning i localt och regionalt föräldrastödsarbete*.
- Hessle, Sven. & Vinnerljung, Bo. (1999). *Child Welfare in Sweden - an overview*. Stockholms Universitet, Dept of Social Work, Stockholm Studies of Social Work No.15.
- Hill, Malcom *et al.* ed. 2002. *International perspectives on child protection*. (Part of the Scottish Executive Child Protection Review PROTECTING CHILDREN TODAY AND TOMORROW, Report of a seminar held on 20 March 2002)

- Lundström, Tommy. 2001. *Child Protection, Voluntary Organizations, and the Public Sector in Sweden*. Voluntas. 2001,12-4. 355–371.
- Sundell, Knut. *et al.* 2007. *Barnavårdsutredningar – en kunskapsöversikt*. Gothia Förlag.
- SKL. 2014. *Kommunernas intäkter och kostnader 2013*.
- Socialdepartementet. 2008. *Föräldrastöd - En vinst för alla*. (SOU 2008:131)
- Socialdepartementet. 2011. *Vanvård i social barnavård-slutrapport*. (SOU 2011:61)
- Socialstyrelsen. 2006a. *Grundbok – Barns behov i centrum (BBIC)*.
- Socialstyrelsen. 2006b. *Handläggning och dokumentation inom socialtjänsten*.
- Socialstyrelsen. 2006c. *Barn och unga i socialtjänsten. Att utreda, att planera och att följa upp insatser*.
- Socialstyrelsen. 2006d. *Barns behov i centrum i praktiken*.
- Socialstyrelsen. 2008. *Social barnavård i förändring – Slutrapport från BBIC-projektet*.
- Socialstyrelsen. 2015a. *Utreda barn och unga – Handbok för socialtjänstens arbete enligt socialtjänstlagen*.
- Socialstyrelsen. 2015b. *Metodstöd för BBIC*.
- Socialstyrelsen. 2015c. *Från enskilt ärende till nationell statistik – Barns behov i centrum (BBIC)*
- Socialstyrelsen. 2015d. *Barn och unga- insatser år 2014*.
- Socialstyrelsen. 2016. *Individ- och familjeomsorg. Lägesrapport 2016*.
- Thoburn, J. 2007. *Globalisation and Child Welfare: Some lessons from a cross national study of children in out of home care*. Social Work Monographs Norwich, University of East Anglia.
- Wiklund, Stefan. 2006. *Den kommunala barnavården*. Socialhögskolan, Stockholms universitet.
- Wiklund, Stefan. 2011. *Individ- och familjeomsorgens välfärdstjänster*. I: Hartman, L. ed. *Konkurrensens konsekvenser. Vad händer med svensk välfärd?* SNS Förlag.